

自治会会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、次に掲げる事業を行い、隣人互助共済の精神に基づき、家庭と地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。

- (1) 防犯防火に関する事。
- (2) 保健衛生に関する事。
- (3) 共済福祉に関する事。
- (4) 文化娯楽に関する事。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事。

(名 称)

第2条 本会は、自治会と称する。

(区 域)

第3条 本会の区域は、別図のとおりとする。

(事務所)

第4条 本会は、事務所を会長宅に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する者(賛助会員(事業者等)を含む。)とする。

2 本会は、正当な理由なく、前項に規定する者の加入を拒むことができない。

(会 費)

第6条 会費は、1カ月1世帯あたり金 円とする。毎年12カ月分を月に前納するものとする。また、新入会員は、入会時に入会月の翌月分から年度末までの会費を納入する。

第3章 役 員

(種別及び選任)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 書 記 1人
- (4) 会 計 1人
- (5) 監 事 2人

2 役員は、総会において選任する。

3 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 書記は、会務を処理する。

4 会計は、本会の会計事務を処理する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 本会の財産状況を監査すること。

(2) その他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し又は招集すること。

(任 期)

第9条 役員の任期は、 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総 会

(種 別)

第10条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構 成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第12条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 収支予算の決定及び収支決算の承認
- (3) 会則の変更
- (4) 本会の解散及び残余財産の処分
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第13条 通常総会は、毎年 月に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき、又は監事から第8条第5項第4号の規定による請求があったときに開催する。

(招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(定足数)

第16条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第17条 総会の議事は、この会則に特に定めるもの以外は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第18条 やむを得ない事情のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

(議事録等)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数 (書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が議長とともに署名及び押印しなければならない。

第5章 役員会

(構成)

第20条 役員会は、役員 (監事を除く。以下この章において同じ。) をもって構成する。

(権能)

第21条 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第22条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員の 分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第23条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集するときは、役員に対し、会議の目的事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日 の 日前までに文書を持って通知しなければならない。

(議長)

第24条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第25条 役員会には、第16条から第19条までの規定を準用する。この場

合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資金から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第27条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第28条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(予算及び決算)

第29条 本会の収支予算は、毎会計年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年 月1日に始まり、翌年×月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第31条 この会則を変更する場合は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(地縁団体の場合市長の認可が条件付加される。)

(解散及び残余財産の処分)

第32条 本会を解散する場合は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の4分の3以上の同

意を得て、行わなければならない。

(地縁団体の場合地方自治法及び民法の準用により解散する。)

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第33条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類 (地縁団体の場合必要。)
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(委 任)

第34条 この会則の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、 年 月 日から施行する。